



鳥取県公報

平成14年11月5日(火)
第7432号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	保安林の指定予定 (556) (森林保全課)	1
	開発行為に関する工事の完了 (557) (都市計画課)	2
公 告	改良普及員資格試験の合格者 (農政課)	2
	平成14年度林業改良指導員資格試験の合格者 (林政課)	3
	採石業務管理者試験の合格者 (河川砂防課)	3

告 示

鳥取県告示第556号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
西伯郡西伯町大字大木屋字池樋774
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
西伯郡西伯町大字道河内字二反田218、219の1、219の2、大字伐株字宮ノ下320の1、321、323から325まで、326の1、326の2、327から330まで、333、字屋敷366、370、字前田393、394、大字能竹塔田459、467から470まで、471の2、476、477

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第557号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成14年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 開発許可の年月日及び番号

平成14年10月10日鳥取県指令倉土維10第2号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東郷町大字長和田字三通田

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市米山四丁目1-28

株式会社 コメリ

代表取締役社長 捧 賢一

公 告

平成14年10月8日及び9日に実施した改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成14年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

池上 直樹	西村 宗一	清水 美幸	澤田 拓也	佐々木優子	岡 久美子	西尾 順子
今西久美子	久富 哲也	青野 義之	山本 敬子	西野 真美	加藤 貫	砂川 敦志
下田 好美	村岡 順子	中村 浩子	石河 重史	藤井 香里	長沢まゆみ	生田 泰子
内藤 千絵	河原 拓	遠藤 英	河北 有朋	早川 真理	吉竹 茂徳	下田 浩文
平尾香那子	富山 和昭	元井 大輔	林 大輔	中尾 祥子	松村 剛	濱口 貴旭

三浦 美紀	池田 啓介	中島祐美子	初田亜希子	辻 渉	新谷 元	鷹谷 絢子
渡邊健太郎	山中美英子	豊田 泰之	波多野雄介	迫村 竜也	米田 貴幸	遠藤 佳美
中田 恵子	河北ちひろ					

平成14年10月10日に実施した平成14年度林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

平成14年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

田原 崇	山川 渉	北村 直也	竹内 亮司	駒井 洋平	小田 麻代	山本 奈央
塩野 公教	前嶋 信健	藤田 和美	西村佐栄子	竹崎 佳子	前田淳一郎	田中 一生
三木 勇人	近藤 真	横田 健一	土屋 竜太	渡辺 晋輔		

平成14年10月11日に実施した第31回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成14年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

森本 俊雄	三田 修志	北村 次也	仲村 千昭	原田 宏幸	福田 和寿	西村 高德
石本 靖敏	藤原 大	中尾 和直	山下 勝範	斎藤 伸昭	田中 維昭	景本三津子
荒生 輝美	井藤 勝人					

